

平成28年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成28年6月21日 午前10時00分 開会  
午後 0時03分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	安 川 誠
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	巽 重 人
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	池 原 博 文	保健福祉部長	水 原 正 義
保健福祉部理事	岡 幸 子	教 育 部 長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	和 田 正 彦	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	下 村 喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 井 孝 明	書 記	吉 田 賢 二
書 記	新 澤 明 子	書 記	吉 留 瞳

6. 会議録署名議員 2番 内 野 悦 子 15番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

**内野議員** 皆様、おはようございます。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、防災について、子育て支援について、障がい福祉についての3点でございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** 失礼いたします。熊本地震から2カ月が過ぎましたが、まだまだ不安な思いや生活を余儀なくされている方々も多いことと思います。2カ月以上がたってもまだ揺れ続けている現状の中、一日も早く平穏な生活が戻ることを心よりお祈り申し上げます。

さて、先日、公明新聞の見出しに熊本地震と防災対策とのタイトルで、防災システム研究所の山村武彦所長のお話が掲載をされておりました。その中に、地元自治体の対応は厳しい状況だった。なぜなら、地震対策については地元自治体の意識は比較的薄かったと思う。具体的にはどういう点があるか。例えば、私が訪れた益城町の避難所で被災者にハザードマップの存在を聞いてみた。多くの被災者から「知らない」と返答があった。また、益城町では自主防災組織も結成をされていなかった。地震への対応策が基本的にできていないと感じる。もう一つは、耐震化に対する考えだ。今回、公共施設や避難場所の建物が甚大な被害を受け、益城町の役場も当初業務ができず、保健センターへ庁舎の機能を移したが、行政のデータが取り出せず異動対応ができなかった。その他、宇土市役所や八代市役所なども庁舎が耐震化されていなかった。災害対策本部としての機能を発揮しなければならない庁舎の機能が麻痺したときの対応策は不十分だった。本来、その建物の脆弱性がわかっていれば、あらかじめ被災時に機能をどこに移転して何をするかを計画すべきだとありました。

その後、続いて、そもそも九州地方は地震らしい地震がなかった経緯がありました。1997年に鹿児島県北西部地震、2005年に福岡西方沖地震があったが、特別に大きな損害はなかった。だから九州では大きな地震は起きないだろうというイメージもあったのかもしれないと語っておられましたが、私はここ奈良でも同様のことが言えるのではないかと、そのように記事を読んで危機感を感じました。また、現在、鳥取県や滋賀県でも物資集積拠点の分散化や備蓄方法の再検討を打ち出されたそうです。

そこで、本市の備蓄品の保有状況をお聞かせください。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** おはようございます。総務部の安川でございます。どうかよろしくお願いたします。

それでは、現在、葛城市におきまして、備蓄状況についてご説明申し上げます。

現在、葛城市におきましては、飲料水、非常食、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、ブルーシート、簡易トイレ等々の物品を葛城市内の防災倉庫11カ所にて備蓄しております。特に備蓄食料につきましては、第2次奈良県地震被害想定により、1万2,500食の非常食と1万リットルの飲料水を5カ年計画で備蓄しております。なお、現在、食料等におきましては、今年4月14日の熊本地震の被災に際しまして、宇土市に救援物資としてブルーシート、非常食、土のう袋を輸送しておりますので、非常食につきましては現在、約6,000食を保有している状況でございます。そのため、今回の6月補正におきましてその補充分を計上させていただいておるところでございます。なお、備蓄食料等につきましては、奈良県農業協同組合並びにNPO法人コメリ災害対策センター、ダイドードリンコ株式会社、市民生活協同組合ならコープなどの企業からも食料や飲料水の物資協力をいただけるよう、災害時の応援協定を締結しているところでございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。分散備蓄倉庫として11カ所、また、防災協定においても昨日も藤井本議員の方からさまざま詳しくお話がありましたが、この災害協定を数々結んでいたという会社においては、本当に感謝をするところでございます。

そこで、この平成26年3月定例会において、私はこの東日本大震災を受けて、女性の視点が生かされていなかった。また、備蓄品の中に女性のもの、また、乳幼児のものがなかったということに関して質問させていただき、この当時、ご答弁の中には、粉ミルク、女性生理用品を備蓄しておりませんので、今後検討いたしまして整備を行ってまいりたいとのご答弁をいただいたわけでございます。昨日もこの葛城市の防災倉庫の備蓄一覧表をいただきまして、ずっと見させていただきました。この中に子どものものと、また、女性のものが全く入っておらず、私は本当にこれを見てショックを受けました。平成26年にもこうやって質問させていただいたのに、入っていないことに私は本当に怒り心頭でございます。

そこで、次に、この備蓄品として、女性や乳幼児、障がい者に関する用品の備蓄を今後どのようにお考えかお尋ねをいたします。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは、今のご質問に対しての回答でございますが、まず、障がい者に関するオストメイトのことでご説明申し上げます。

オストメイトを利用される方のために、災害用オストメイト専用トイレの購入を今年度の予算におきまして2台予算化しておりますので、この分につきましては早急に購入の手続きをさせていただきたいと思っております。また、女性用生理用品や乳幼児の粉ミルク、紙おむつ等につきましても早急に準備をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、部長より前向きな答弁をいただきましたので、早急に備蓄の中へ入れていただけたと思います。

続きまして、近年は東日本大震災、紀伊半島大水害、熊本地震など大規模な災害が頻繁に発生し、多くの尊い人命が、貴重な財産が失われております。このような災害は広域的に発生するため、公的支援を直ちに受けることは困難な状況になります。そこで必要になるのは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成するのが自主防災会で、また、自主防災組織であります。この自主防災組織の現状をお聞かせください。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、市内におきましても自警団を含む自主防災組織と地域の自主防災会というのがございます。こちらの両方をあわせると、44市内全大字において設置されている状況でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。全大字で設置をしていただいているとのご答弁でございました。本当に各大字におきましては山手もあり、また、新興住宅などもあり、さまざまな自治会の中で格差もあると思います。自助共助でもあるこの自主防災組織の日常からの防災や危機管理の意識を高めていくよう取り組みが必要だと思っております。

また、今年度において予算化もされ、防災士育成事業も新しく取り入れていただきました。そこで、この防災危機の意識を高めていく取り組みですが、今年度新規事業で予算もとっていただき、災害時における専門知識を持つ防災士の育成事業について伺いをいたします。

**赤井議長** 安川総務部長。

**安川総務部長** それでは、防災士の育成状況等についてご説明を申し上げます。

葛城市では市民の防災意識を高め、災害から身を守るため自主防災活動への支援活動や防災活動への援助、地域防災訓練の実施など、災害が発生した場合に被災を最小限にとどめるための各種対策を講じてまいりました。このたび、市内在住の防災士等7名により結成準備会が立ち上げられまして、本年5月11日にその設立趣旨にご賛同いただきました38名の方々をもちまして、葛城市防災士会が結成されております。防災士の資格を持たれている方は防災に対しての専門的な知識及び技能を有し、地域での防災のリーダーとして、また、防災、減災の中心として活躍をいただくため、さらに、スキルを高めるための研修会を年4回程度企画されております。また、会員同士の情報交換により防災知識の向上を図っていただけるものと考えておるところでございます。さらに、地元でご活躍していただける防災士として資格を取得していただくために必要となる受験料等の補助金を本年度60名分予算化しており、奈良県が主催する防災士養成講座が例年秋に予定されておりまして、開催要項が示された時点で早急に各大字区長を通じまして資格取得者の募集の通知をいたす予定でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。防災士会も立ち上げていただいて、更なる防災意識も高まっていくと、そのように思います。また、大字区長におかれましても、防災士養成講座のお声かけ、大変苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いをいたします。また、この4月に発足をいたしました女性消防団にもお声かけをしていただけたらなど、このようにと思いますが、またその辺もどうかよろしく願いをいたします。やはり、この大字に最低1人でも防災士さんがいていただくということは、本当に防災の意識が大きく高まっていくと、そのように感じます。

次に、被災者支援システムのことなんですけれども、昨年12月に私、質問をさせていただきました。そのときのご答弁は、前向きに進めていきたいとのご答弁をいただいたわけですが、この進捗状況をお聞きさせていただきましたが、まだ全く稼働がしておらないということをお聞きをいたしました。本当に私はこの被災者支援システムというのは、大規模な震災が起きたときに市民の命を守る大切なシステムであると思います。ひいては、市役所の皆様におかれましても早急に対応ができる、そういうふうなシステムになっております。

昨日も新聞に南海トラフ地震がこの30年以内に奈良県に61%と、あした起きてもおかしくないこの災害でございます。本当に市民を守るためには、罹災証明を早く発行できるこの被災者支援システムの構築を早急にしていただきたい。そしてまた、構築の後1人でも多く、全職員がこの被災者支援システムを使えるように研修もしていただきたいと強く要望をいたします。また、奈良県ではこの被災者支援システムを毎日稼働している地域が平群の方でございます。また、総務省からこの2009年には被災者支援システムを無料でそのシステムの内容等も各自治体に配布されているとのことでございます。どうか一日も早い被災者支援システムの構築に取り組んでいただけますよう、切に切にお願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなくさまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。

そこで、子育て世代の情報発信について、どのような発信をいただいているかをお聞きいたします。

**赤井議長** 岡保健福祉部理事。

**岡 保健福祉部理事** 保健福祉部の岡でございます。よろしく願いいたします。ただいまの内野議員の質問についてお答えさせていただきます。

葛城市としての子育て支援に対する情報提供につきましては、子育て支援に関する制度やサービスについて市民の方にわかりやすく情報提供を行うため、子育てに関する情報を1冊にまとめた子育てパンフレットかつらぎっこを発行し、配布を行い、子育て支援に関する情報提供を努めております。広報誌におきましても毎月、市の情報を掲載するなどの紙媒体で

の案内を初め、市のウェブサイトにおきましても随時更新し、詳細な市の情報を公開しております。また、県内のさまざまな分野、地域での子育てを応援する企業、店舗、NPO法人等で構成されている団体による情報が掲載されております、なら子育て応援団へもリンクできるようにしております。また、民間の子育て応援アプリにも子育て支援情報を随時提供できるようにしております。

子育て支援センター事業の一環といたしましても、子育て期のいろいろな悩み事、困り事などについての専任スタッフが一緒に考えたり、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介する利用者支援事業を子育て中の方の身近な居場所である子育て支援センターで行い、当事者目線の寄り添い型の支援を実施いたしております。また、就園前の親子が自由に遊び、子育ての悩みをお互いに相談できる場として、つどいの広場やゆうあいステーションにおきましてはおでかけ広場を実施し、子育て支援センターやゆうあいステーションに来ていただける地域の方とも子育て中の親子が交流できる機会や、また、生後4カ月乳児がおられる全ての家庭をすこやか訪問事業として地域の民生児童委員、また、保育士等が訪問し、顔の見える関係づくりを通して情報の提供や不安、負担を軽減する取り組みを行っているところでございます。

就労形態等が多様化している状況において、近年の情報入手方法も多様化していて、いつでもどこでも気軽に情報を入手できます。本市におきましては、ICTを活用した市民向けのSNSを情報発信ツールとして子育て世代に利用できるよう進めてまいります。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。さまざまな情報、また、さまざまな事業をやっていただいております。今、岡理事から言われた最後に、SNSを活用して広く情報を提供したいということで、本当に葛城市というのはICT街づくりに力を入れている市でもございます。この導入に際して中身を後で聞きたいんですけども、今、やっぱりいろいろと情報とか事業を見ることができない、また、聞くことができない方々も多々あると思うんです。さまざまないろんな情報手段を使うことも本当に大事だと思います。

そこで今、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業に注目が集まっております。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの1つとして、世田谷子育て応援アプリ、また、愛知県の清須市でもこの3月からこの子育てアプリを配信して、利用者から多く反響をいただいているとのことでもあります。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などによる保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減などを図ることができるアプリが有効かと考えますが、何か葛城市でも導入がありましたらお聞かせ願えたらと思います。市長、よろしく申し上げます。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

行政から住民の皆さんに対して広報を送るといふか情報を伝達するということは、大変に難しいというふうに言われております。いろんな情報、各市町村長の勉強会に出かけたりとか、健康づくりとかそういうところで先端を行っておられる市町村長のお話を聞かせていただいて、健康づくりってこういうことをやるねんということで、広報やホームページ、また、放送で伝えても住民のうちの3割にしか伝わらない。よく伝わって3割やと。大学の先生も入られて複数の自治体で実験をされて出てきてる答えが、よく伝わって3割だと。あとの7割の住民にはこの行政からの情報というのは伝わらないんだということをお聞かせいただいております。ただ、今、内野議員がおっしゃったように、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、最近ではウェブやスマートフォン、いろんなところで情報の取得ができるようになってまいりました。

まだ、葛城市が考えております防災無線をデジタルにして各戸配布をするというようなことも含めて、できるだけ住民にいろんな情報が伝わるような方法を考えていきたいなと思っております。その一環として、葛城市では平成27年度にSNSの構築というものをさせていただきました。それを今、実験的にどれだけの住民に入っていたかとか、どんな情報を提供していくかということを考えておるところでございますけれども、今、内野議員がおっしゃったように、他の自治体では子育てアプリという形で情報提供のツールがあるというふうに聞きましたけれど、そういう自治体があるというのも知っておりますけれども、葛城市としてはもっと大きな枠組みで葛城市の市民情報が手に入るアプリケーションというものをまずつくって、その中に子育てアプリであったりとか、例えば、ごみ出しの日がわからない、ごみ出しの日がわかるようなアプリケーションをつくったりとか、例えば、行事、お祭りとかこういうのがありますよということがわかるようなアプリケーションを入れたりとか、1つの住民が共通で葛城市の情報を手に入れられるようなアプリケーションをつくって、その中の1つとして子育てアプリ。出生届を出して登録をしておくと、例えばこれから構築しようと思っているのは、何月何日に健診がありますよと。お子さんを連れてきてくださいとか、申し込みをしてくださいとかそういうことが連絡が入るようにしていくとか、子育て中のお母さんが得するようなとか、聞きたいような情報が入っていくようにするアプリケーションをこれから構築してまいりたいというふうに思っております。まだできていないところで言うのも申しわけございませんけれども、皆さんがお使いになっていただけるようなアプリケーションの構築、これをいち早くつくっていけるように努力をしてまいりたい。担当者にも言いまして、一日も早くできるように頑張りたいと思います。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。私の願うところの自治体向けのアプリもその中に、アプリの中に取り込んでいただけるということで期待をいたすところでございます。私もこれができるようになりましたらさっそく登録をさせていただいて、いろいろな中身を見せていただいて、また意見等もさせていただこうかなと、そういうふうに思っております。ありがとうございました。

では、続きまして、障がい者福祉についてであります。障がい者の差別を禁じ、社会参

加を促す取り組みは既に国際社会の潮流となっています。発端は2006年、国連で障がい者の社会参加などを進めるための権利条約が採択されたことであり、以降、各国で法整備が進められ、日本でも障がい者の自立支援法、総合支援法、虐待防止法などの法整備が相次いで行われ、今年4月、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行をされました。この法律は全ての人、障がいのある人もない人も分け隔たれることなく、お互いに人格と個別を尊重し、ともに暮らしやすい町をつくるための決まりを定めたものでございます。

お1人でもこの多くの法を知っていただくためにも質問をさせていただきます。

この法律では、障がい者に対する不当な差別的取扱いをしてはいけない。また、必要かつ合理的な配慮をするように努力しなければならないとあらわされていますが、ここでの不当な差別的取扱い、必要かつ合理的な配慮とはどのようなことでしょうか。具体的にお聞かせください。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 保健福祉部の水原でございます。ただいまの内野議員のご質問でございます、不当な差別的取扱い、また、必要かつ合理的な配慮の内容についてでございます。

不当な差別的取扱いとは、例を出して挙げさせていただきたいと思えます。例えば、不動産の取引の入居のための審査で、精神障がいを理由に拒んだり、保証人の数をふやしたり、特別な保証人を求めたりするような、障がいを理由としてサービスの拒否や障がいのない人に対してはつけないような条件をつけたりするような行為をいいます。

必要かつ合理的な配慮についてでございますが、法や条例で禁止されているのは、合理的な配慮の不提供ということで定められております。合理的な配慮の不提供とは、例えば、車いすを利用している方から、公共施設の入り口のところに数段の段差があるのでスロープを設置してほしいというような申し出があったときに、施設の改修をしなくても置き型のスロープを設置することだけで障がい者がその施設を利用できるようになるのにもかかわらず、対応しないということで不提供ということになっております。

葛城市におきましては、福祉事業としてできることから合理的配慮に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** 具体的に1つ1つのご説明ありがとうございました。

それでは、障害者差別解消法に向けた本市での取り組み状況についてお伺いをいたします。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 障害者差別解消法に向けた本市の取り組みについてご説明させていただきたいと思えます。

葛城市におきましては、法の施行に先駆け、2月に職員研修を実施させていただきました。県の職員を講師に迎え、障害者差別解消法と奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の講義とともに、奈良県が「障害を知り、共に生きる。まず、知ること



から始めよう」をスローガンに、地域共生社会を目指すための取り組みでございます。まほろば「あいサポート運動」のあいサポーターの研修を受けて、あいサポート団体の認定を葛城市においては受けております。合理的配慮をするためには、障がいや障がいのある人に関しての理解を深め、障がい者がどんなことに困っていて、どんな配慮を望んでいるのかがわかる気づきの目を持つことが大切だと思っております。窓口で筆談や読み書きなどちょっとした配慮はもちろんでございますが、今まで人権研修の一部の研修についていた手話通訳が、研修後は市の事業やステージイベントにおきましてもついております。また、今年度のいろんな教室においては、手話通訳などの受講のための意思疎通支援が必要な方は、申込時にご相談くださいと記載させていただいております。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今、さまざま、部長の方からご答弁をいただきましたが、この解消法がスタートいたしまして、やはりこの内閣府の調査でございますけれども、2012年で障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人は9割に及んでいるということでもあります。なかなかやっぱり差別がなくなることが現状だとこの数字を見て思いました。一人一人の意識の変革から差別がなくなっていくのだと思いますが、今回は障がいのある当事者が私たちを抜きに決めないでほしいと、そういうふうに入られてつくられた法律ともお伺いをしております。

今回のこの法律の鍵と申しますのは、合理的配慮が鍵になっております。当事者が配慮を求めたら、負担になり過ぎない範囲で支援をさせていただくことが合理的配慮でございます。今、部長の方からこの、あいサポーター研修、「あいサポート運動」とのご答弁をいただきましたが、これはどういった運動であるのかちょっとお聞かせ願えたらと思います。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 「あいサポート運動」といいますのは、誰もがさまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会を皆さんと一緒につくっていくことを目的とした運動でございます。平成21年11月に鳥取で始まりました。まず、知ることから始めましょう。それがともに暮らすことへの第一歩になるということで、奈良県におきましては平成25年8月から取り組んでいる運動でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。すばらしい運動でございますので、どうか葛城市中、進めていただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

それでは続きまして、民間分野における合理的配慮は努力義務になっておりますが、奈良県においては条例で全ての人となっております。取り組みと指導、助言についてお伺いをいたします。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 取り組みにつきましては、4月に民生委員さんの方々におきましてもあいサポーター研修に参加していただき、あいサポーターになっていただいております。今後もあいサポーター研修を利用いたしまして、担当課に各種団体に対するまほろば「あいサポート運動」の紹介を依頼し、あいサポーター研修の実践を呼びかける予定をしております。また、市内の事業所に向けては、商工会に協力を要請しながら研修の実施呼びかけや奈良県が作成している条例に係るガイドラインを配布し、障がいや障がいのある人に関して理解を深め、障がい者がどんなことに困っていて、どんな配慮を望んでいるのかを気づいていただけるよう啓発活動を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** さまざまな事業所への呼びかけ等々ありがとうございます。そして、私の方でやっぱり教育現場でもこの「あいサポート運動」を進めていただきたいなど、そのように要望いたします。

次の質問ですが、障がい者差別に関する相談やトラブル防止の解決などのサポート体制についてお伺いをいたします。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 障がい者差別に関する相談やトラブルの防止の解決などのサポート体制についてでございます。

障がいを理由とした不利益な取扱いなどの個別の事案が生じた場合におきましては、罰則を設けて対処するのではなく、まずは県障がい福祉課が中立、公正な立場で相談を受け、相談員を交えた話し合いを通じて、事案の当事者同士が理解を深める中で解決を図っていくことを目指しています。また、不利益な取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談ができるということでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。罰則を設けて対処するのではなく、どこまでいっても対話による解決をしていくとのことございました。最後までトラブル等の相談を受けた方に対しては、本当に納得のいくまで話し合いで解決していただくことを望みます。

次に、障がい者に対する公共施設における情報提供の状況についてお伺いをいたします。

**赤井議長** 水原保健福祉部長。

**水原保健福祉部長** 情報提供の状況でございます。

まず、視覚障がいの方につきましてはの配慮でございます。職員による文書の読み上げや書類の代筆はもちろんでございますが、視覚障がい者に対しては障がい福祉サービスで同行、援護というサービスがございます。外出支援を行っております。移動に必要な情報の提供のための代筆、代読を含むサービスでございます。このサービスは介護保険にないサービスであるため、65歳以上の方でも年齢に関係なくご利用いただいております。

次に、耳に障がいのある聴覚障がい者に対する配慮でございますが、聴覚障がい者に対しては、平成26年10月から両庁舎に週1回でございますが、午後、手話通訳者を設置しております。手話通訳者の設置以外の来庁や手話をされていない方の来庁の際に、職員が筆談で窓口対応するのはもちろんでございますが、あらかじめ来庁される日時がわかっている場合におきましては、事前申し込みで手話通訳者の派遣や要約筆記者の派遣をご利用いただくことができます。この制度は、市役所への来庁だけでなく医療機関で説明を受ける場合や、冠婚葬祭時での地域生活などへのご利用もできるということでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 内野君。

**内野議員** ありがとうございます。今回は主に視覚障がい者と聴覚障がい者に対する公共施設におけるソフト面での対応の答弁をお聞かせいただきました。ここで、私、提案なんです、この耳マークというのがございますが、この庁舎には耳マークが置いてないということで、この耳マークと申しますのは、聞こえない、聞こえにくいということは周りの人から理解されにくい、また誤解を受けることもあり、人知れず苦勞することがあります。また、耳が不自由だと伝えるのはとても勇気が要ります。そこで、耳マークは外見から耳が不自由だとわからない人でも指さすだけで聴覚障がいがある方とわかり、スムーズに各種の手続きができるようなものです。また、病院や金融関係、役所などの窓口を中心に設置がされております。市役所の各窓口と主な市施設窓口には耳マークを設置するのは、聴覚障がいがある方が気軽に利用できる窓口とするためです。また、設置をきっかけに更に人に優しい対応を職員に周知するのに加えて、一般の来客者等に対しても聴覚障がいがある方を初め、さまざまな障がいがある方への優しさを広げていくことのできるこの耳マーク、両庁舎へ、また、市の施設等に設置をお願いできたらなど、このように要望をいたしておきます。

最後に、今、ソフト面の合理的配慮を聞かせていただきましたが、やはり、ハード面での合理的配慮は大変重要だと思います。障がい者が困らないためにも、ハード面についてもしっかりお取り組みをしていただきたいと、このようにお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

**赤井議長** 内野悦子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、第一に、職員が健康で職務にやりがいと充実感を持って働ける労働条件の向上と、ワークライフバランスの推進についてであります。

第二は、新町スポーツゾーン計画についての2点であります。

質問の詳細については、質問席にて一問一答方式で行わせていただきます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 第一の、職員が健康で職務にやりがいと充実感を持って働ける労働条件の向上及びワークライフバランスの推進について伺ってまいります。

今、国は仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの憲章を策定し、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会を目指しております。葛城市においても市民はもとより、全体の奉仕者として公務を民主的かつ能率的に運営する責務を負い、誠実かつ公正に職務を執行することを求められている葛城市の職員の健康が保持され、家族、友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間が持てる働き方、生き方が求められています。

私は、さらに、労働基準法の第1条第1項、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない。第2項の、この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。これは労働基準法の大原則であります。つまり、労働者が人として真つ当な生活をしていくことができるように労働条件の最低基準を定めた法律であり、これを下回ってはならないということであります。私はこの2つの立場から、葛城市職員が健康で職務にやりがい、また、生きがいと充実感を持って働ける労働条件の向上を願って質問を行ってまいります。

まず、平成26年度の葛城市事務の相互援助に関する要綱等に基づいて、部または課等の相互間の応援が実施された行事についてお伺いをしてまいります。平成26年度における行事の件数、平日、休日別の半日、全日の延べ応援人数について説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部の米井でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成26年度におけます他課の応援が必要となった行事でございます。この行事の件数は20件でございます。このうち平日に行われたものは5件、休日は15件ございました。この休日に行われた事業に出勤した職員は延べ418人でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁をいただきました。今、ご説明をいただきました休日での応援については、代休対応がされている、このように思います。半日あるいは全日ということで答弁を求めたわけでありまして、答弁がありませんでした。半日が302名、全日が116名であったと、合わせて418名であったと確認をしておきたいと思っております。その中で未取得のまま期限切れになった件数は何件あるか説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** これに対する代休の取得状況でございます。半日が92.1%、全日が90.5%の取得率となっております。

期限切れの件数につきましては、半日24件、全日11件、計35件でございます。  
以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からご答弁をいただきました。平成26年度の代休未取得件数のうち、期限切れとなった日数については、半日302件のうち半日が24件、全日が116件のうち11件、合計418件のうち35件、この代休が流れているという状況であります。本来業務を含む代休の期限切れ、いわゆる全体では75件でありますので、そのうち他課への応援によって流れた代休期限切れは35件、46.7%を占めているということを確認しておきたい、このように思います。

次に、代休簿、週休日振替簿というんでしょうか、これについてお伺いをいたします。平成27年度から庶務管理システムが導入をされました。心配なのは、その際に代休簿の入力漏れがあったかなかったかということであります。また、人事課としてどのようにチェックをされているか説明を求めておきたいと、このように思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** これにつきましては、所属長が命令を出しまして業務終了後に本人が実績報告となります。業務終了後に原課の課長が確認していただいているという状況でございます。人事課におきましては、入力漏れがないよう周知してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** ご答弁をいただきました。基本的には所属長の責任において入力されているということがあります。たくさんの課があり、それぞれ部長、課長がいるわけでありますけども、聞くところによりますと、それぞれやはり温度差があり対応が違っているというふうにお伺いをしております。そういう意味で、やはり所属長任せにすることなく、人事課も責任を持ってこの原課の所属長とあわせてチェックをする、そういう体制を確立することが必要である、このように考えます。

次に、平成27年度における行事の件数、平日、休日別の半日、全日の延べ応援人数について説明を求めるものであります。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 平成27年度におけます他課の応援が必要となった行事は19件で、このうち平日に行われたものは4件、休日は15件でございます。この休日に行われた行事に出勤した職員は延べ483人でございます。

いわゆる代休が発生した内容でございますが、半日が延べ231人、全日が延べ252人ございました。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 平成27年度におきましては、平日応援が4件、休日応援が15件、合わせて19件であります。平成26年度は平日応援が5件で、休日応援が15件、合わせて20件ですから、1件少なくなっているということでもあります。

平成27年度の平日応援及び休日応援の人数については、平成26年度より平日応援は71人減っています。ですから、231人です。全日応援については136人ふえています。約2倍になっています。2倍以上ですね。252人です。合計しますと483人となり、プラスの65人、15.5%増しとなっています。まさに大幅にふえているということが言えると思います。

次に、平成26年度にはなかった新たな行事があったと思います。行事名及び平日、休日別の半日、全日の応援人数について説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 平成27年度に新たに発生した行事でございます。3件でございます。バスのお披露目式、相撲サミット、アートフェアが新たにふえたものということでございます。

その内容でございます。バスのお披露目式は、半日1名、相撲サミットにつきましては、半日9名、全日79名、計88名でございます。アートフェアにつきましては、半日6名、全日41名、計47名でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長からお答えをいただきました。主な新たな行事として相撲サミット、これは2月28日に行われています。応援人数は半日が9人、全日が79人で、合わせて88人。アートフェアについては半日が6人、全日が41人、合わせて47人で、合計135人が他課からの応援となっているわけでありまして。更に申しますと、延べ応援時間数は相撲サミットが約250時間、アートフェアは約490時間で、合計740時間ふえたという形になるわけでありまして。この点もご記憶をしていただきたい、このように思います。

更にお伺いをいたします。平成28年度にも新たな行事が組まれました。既に食いしんぼリレーマラソン in 葛城が5月15日に実施されたところであります。この内容について伺います。原課、教育委員会の動員の人数、さらに、他課からの応援の人数についてお伺いをいたします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** リレーマラソンの内容でございます。半日が3名、全日が38名でございます。うち、教育委員会の応援が21名ということでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** ありがとうございます。食いしんぼマラソンについては、半日が3名、全日が38名、うち、この主催課である教育委員会が21名ということであります。

更に進めてまいります。平成26年度と同様でありますけれども、平成27年度の代休未取得状況及び現時点での未取得のまま期限切れとなった件数、これはどのぐらいあるか説明をお願いいたします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 5月の時点でございます。あくまでも5月の時点でございます。取得期間内に取得できずに未取得となっておりますのは、半日が3件、全日が3件でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 5月の時点での他課応援に伴う代休の期限切れが、半日が3件、全日が3件で合わせて6件あるということであります。平成26年度では未取得のまま期限切れとなった件数は35件でしたが、平成27年度は現時点で6件ということであります。代休は1年以内にとるといふ申し合せがありますので、確定には相当時間がかかるというわけでありますが、他課からの応援人数は先ほど言いましたけれども、平成26年度より65人、15.5%ふえております。当然、平成26年度の35件よりふえることが予想されるわけであります。さらに、参考でありますけれども、開示請求によりいただきました資料によりますと、平成27年度の本来業務を含む全体の代休勤務件数は1,157件でありました。代休取得数は現在で663件となっています。ですから、現在の全体の代休取得率は57.3%ということになります。ですから、494件が未取得になっているわけであります。未取得の件数を減らし、全ての代休が取得できることは、これは当然のことではありますが、どのような見通し、対策を講じられるか、この点を昨年の実績を踏まえてどのように取り組まれるかお伺いをいたします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 休日に業務を行うことにつきましては、せっかく市民のために行う行事でございます。1人でも多くの方が参加できるよう休日に行うというのはいたし方ないものと考えております。また、こうした行事に職員が出勤してその業務を行うこともいたし方ないものであると考えております。ただし、職員を出勤させるに当たっては、本来の業務を考え必要最小限にとどめるべく、十分な検討の上役割分担をしていただき、動員を願っているところでございます。

こうした中、本年2月には葛城市事務の相互援助に関する要綱を制定いたし、職員は事務の分担にかかわらず、事務処理上の必要に応じて互いに協力しなければならないと定め、部長が所管にかかわる行事等について運営上必要がある場合、市長へ申請し部長会に諮り、他部所属職員の応援を依頼することができることといたしました。行事応援のほか、短期間に処理すべき業務が集中し、過度に時間外勤務が生じるときは、他部所属職員の応援を依頼することができる体制を整備いたしました。また、これによりまして厳格に、そして職員が休日に勤務することにつきましては、代休で対処していてもそれ相当のコストがかかっているという意識を持っていただいた上で応援依頼していただく体制をとっております。

次に、代休の取得に関してでございます。この代休は週休日であるとか代休であるとか、本来勤務を要しない日に勤務したそのかわりの休みであり、全て取得していただかなければならないものと考えておりますが、残念ながら未取得のものがあるのは事実でございます。こうした代休の完全消化とともに、年次有給休暇の取得率アップにおきまして、職場環境の向上に努めてまいりたいというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 部長からご説明をいただきました。その内容というのは、これまでこの他課からの応援を

求めるに当たって、それぞれが他課に対して要請をしてきたその手続を整えたということであるとか、やはりコスト意識を持って他課への応援を求めていく、また、応援に対応していく、こういうことであろうというふうに思います。具体的にどのような手だてをとるかについては、労働環境、職場環境を整えていくということだけでしかないわけで、じゃあ具体的にこの代休そのものを減らし、期限切れを出さない手だてという点では、全く効果が疑われると言わざるを得ないわけであります。

次に、平成27年度の時間外勤務の現状についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。平成27年度における月40時間超、月60時間超、2カ月81時間超、3カ月120時間超、年360時間を超えるそれぞれの時間外勤務命令の回数について説明を求めます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 平成27年度の時間外勤務の状況でございます。月45時間を超えて勤務した月がある職員は40人で、延べ月数といたしましては74月ありました。そのうち月60時間を超えているものは15人で、延べ26月ありました。また、2カ月で81時間を超えているものは31人で、延べ63件あり、3カ月で120時間を超えているものは20人で、延べ38件ございました。平成27年度の1年間で360時間となっておるものは5人でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 米井部長から詳細にお答えをいただきました。月45時間を超える時間外勤務をした方が40人、延べ、副市長が決裁をした回数が74回。月60時間を超える時間外勤務をされた方が15人、市長決裁をした回数が26回ということであります。2カ月81時間超が31人で63回。3カ月120時間超が20人で38回。そして、年360時間を超える時間外が5人、これは5回ということなんでしょう。そのような説明がありました。特に、年間360時間の時間外勤務により、時間外命令停止と考えられる職員が5人もいるわけであります。その5人の時間外勤務数の一覧を見させていただきますと、360時間になった以降の5人のうち3人、商工観光課が1人います。この方は1月、2月はゼロであります。そして、情報推進課も1人います。この方は1月、2月、3月はゼロであります。もう1人、社会福祉課に1人いますが、この方も1月、2月はゼロとなっています。農林課の2人については、12カ月、1年を通じてゼロの月はなく、万遍といたらおかしいですけども、忙しいときもありますけれども、年間を通して時間外勤務をされております。これは普通だというふうに考えますが、3人の1月、2月、あるいは1月、2月、3月ゼロというのは、非常に、どういうんですか、1月、2月、あるいは3月に時間外勤務をしなかったのかということは考えにくいわけであります。聞くところによりますと、明るいうちに帰ったことがないというふうな話も聞くわけでありますけれども、そのような実態があるのかなのか、この点をお伺いしておきたい、このように思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 360時間を超える場合の対応でございます。360時間を超える超過勤務命令は出せませんので、原課でその業務につきましては相互協力をしていただくということになります。そ



うということから担当課長が命令をしていないということですので、発生していないものというふうに考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** いずれにしても、月45時間、60時間、あるいは2カ月81時間、3カ月120時間、年360時間を超える時間外労働というのは、本来、民間で労働基準法第36条に基づき、労使の協定をしなければまずできない時間であります。しかし、その協定をしたその時間を超えて実際に葛城市においては、副市長や市長の決裁においてこの実施をされていると、こういう状況にあるわけであります。残念ながら地方公務員は争議権を含め、契約の締結権がありません。ですから、この第36条、36協定は非現業については、ここにおられる皆さんについては適用除外ということになっています。しかし、先ほども申しましたように、労働基準法というのは、これは働く人たちが人として本当に尊重されるべくつくられた法律であり、まさに最低限の基準であって向上をさせていくというのが、これは使用者であり監督者の責任であるということであります。

そこでお伺いをしたいと思います。この内規を超える時間外勤務をする、させる、その根拠、理由についてお伺いをしておきたい、このように思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 時間外勤務につきましては、年度当初にその取扱いについて職員周知を行っております。その内容につきましては、終礼を実施して時間外勤務の内容や時間を把握いたし、無駄な時間外勤務がないよう厳格に取り扱うこと、命令と実績申請を確実に行うこと、時間外勤務の決裁権限者及び上限360時間の記載、年間の時間数が200時間以内となるよう業務配分の適正を図ること、ノー残業デーの実施など取り組みを設定するとともに、今年度は前年度に比較して2割の削減が図れるように取り組むことを目標としているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** お答えにくいというか、基準を持たないというか、その辺はおいときますけれども、やはり、この労働基準法そのものが遵守、やはり私は適用されていかなければならないし、これらが漫然と認められるということは、これは労働基準法違反になる、このように考えます。当然に特別の事情がある場合、災害とか、あるいは公務でいうならば予算、決算で繁忙なときとかであるというふうに思うわけであります。公務のための特別な事情はどのように書かれているかといいますと、例えば、災害の発生、予算、決算の作成、臨時の調査など一時的な事務の繁忙に対処するべき必然性がある場合であると、このように解釈をされております。ただ漫然と時間外勤務を命ずべきではないと、これが解釈であるわけであります。

では、先ほど来、いろいろ質問しご答弁をいただきました。他課への応援によって代休がどんどんふえて期限切れになってくる、あるいは、今のように時間外勤務が法定以上、内規以上の措置をしなければならないという現状、これでいいのかということが問われるわけあります。労働基準法では、この時間外勤務並びに代休等休日の問題で、やはり労働基準監

督署署長が監督機関であり監督長であります。しかし、地方公共団体については第36条適用除外でありますので、市長が監督機関でありその長であるということでもあります。市長は使用者であり、職員の労働条件、36協定に伴うような労働条件を監督し指導する、そういう立場もあるわけです。使用者と監督者という相反する側面を持っているわけでもあります。私はそういう意味で、使用者としての権限を持ってどんどん行事を企画し、他課の代休をふやし、そして、原課の休日勤務をふやしていると、こう言えるわけでもあります。一体、職員の労働環境を守る監督者としての責任をいかが考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 白石議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

市長という立場には使用者と、そしてそれを指導、監督するという両方の立場があるというふうには白石議員はおっしゃった。確かにそのとおりであろうかと思えます。職員であろうとも家庭、家族を持ち、健康的な生活を送る権利はあるということでございます。白石議員の論法、論調でいいますと、山下市長になって行事がふえた。これで代休を取得する人間もふえてきてるし、また、それを全部取得できない人間もふえてきている。残業も、それによってとる人が代休を多くとることによって残業もしなければならなくなってきた、残業代がこれだけ膨れ上がってるんじゃないかという仮説を立てていただいておりますけれども、今、白石議員の質問を伺いながら行事のことも考えました。

(発言する者あり)

**山下市長** 行事のことを考えさせていただいたときに、私が市長になったときに公園まつりの日程をゴールデンウィーク2日間あったやつを、これ、1日にしましょうという提案をさせていただいた。白石議員を初めとして皆さん方から、長く伝統で続いてきたものだから、これは2日間やるべきだというようなことがありましたけれども、これは1日でさせていただきたいというようなことで、もともと2日間ですね、これを1日にさせていただきたいということで、私の方がやらせていただいたということもでございます。

行事等につきましては、やはり市民の皆さん方にいろいろと喜んでいただけるような行事等を企画しながら、まちに活気を生んでいく。また、健康で楽しい市民生活を送っていただけるようにいろいろと職員発案であったり、私の発案であったりしますけれども、行事を企画させていただいて、それを職員に協力をいただいておりますところもあろうかと思えます。そのことにつきましては、できるだけ手伝っていただける方々にお手伝いをいただいて、職員の手を煩わせることなくということを考えていきたいと思っておりますけれども、残業時間のことにつきましては今回ご質問がございましたから、いろいろと私が残業代をどれだけふやしてきたのかということも含めて調べてまいりましたら、1つの資料が出てまいりました。それは私が市会議員のときに資料請求をして、当時の理事者が出してきた資料でございましたけれども、平成18年に200時間を超えている職員は何人おったかという資料を出してもらったわけでございます。このときにはまだ残業時間が200時間頭打ちだったわけですね。それを、私、どのような形で残業時間をふやしていったかということ、その翌年、平成21

年の……。

(発言する者あり)

**山下市長** 4月から残業時間を200時間頭打ちから360時間に時間延長をさせていただきました。

(発言する者あり)

**赤井議長** ちょっと、市長、もう簡略に願います。

**山下市長** 職員が健康的な生活を送れるように、去年からいろいろと課を限定して働き方をどうしていくかというようなことを打ち合わせをさせていただいております。その中で、今、部長会議でも課長を入れた会議でも言っておるのは、その課で与えられた時間、これを課員全員でどのような形で仕事に取り組むのか、そういうことを考えていくべきであろうと。だから、自分の担当の仕事が終わったからといって、その仕事、自分の仕事が終わったわけではなく、課全体に与えられた仕事をみんなでシェアリングしながら担当するべきであるというようなことも話をさせていただき、課の仕事をいかに分散しながら仕事ができるようにしていくのかということ話し合いをさせていただいております。

ただ、残業代がふえているという状況の中では、平成16年に合併をしたときには……。

(発言する者あり)

**山下市長** 379人職員の数がおりましたけれども、現在、職員数が309名になっておるところでございます。実質、消防に44名行っておりますから、差し引き26人の職員の数が減っているということでございます。実質、事業の数というのはさほど減っていないにもかかわらず……。

(発言する者あり)

**山下市長** 職員数が26人も減っているという状況の中で、職員の仕事をどういうふうにしてシェアリングをしていくのかということを考えていきながら……。

(発言する者あり)

**山下市長** ちゃんと答えているじゃないですか。

**赤井議長** だから、市長、もう簡略に終わってください。

**山下市長** 代休がふえてきたということについての説明をさせていただいておりますというふうに思っておりますけれども、そのような形で職員数が大幅に減ってきているということも1つあるわけでございます。しっかりと職員の皆さん方が代休をとらずに仕事ができるような形を構築していけるように努力をしまいたいというふうに思っております。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 全く論点、視点が異なる答弁で、時間の浪費と言わざるを得ません。現実に労働基準法第36条は適用されませんが、違反をするような現状があるわけでありまして。これを解決しなくてどうするのかと私は言いたいわけでありまして。

それから、具体的に聞いてまいりたいというふうに思います。

産業観光部の農林課及び商工観光課ですが、代休の未取得が非常に多いわけでありまして。また、時間外勤務も多く、一方、年休取得率は低くなっていると思います。ここに開示請求によって資料をいただいておりますけれども、時間外勤務11人のうち300時間を超える職員が6名おられるわけですね。そして、そのうち360時間で命令停止となった者が2人いると

いうふうな状況であり、さらに、平成16年の代休の期限切れが、これは本来業務を含めてのことですけれども、25件あるわけです。現状でも平成27年度の振替勤務件数が207件ある。そのうち振りかえ済みが77件、取得率は31.2%。振りかえが残っている数というのは130であります。こういう現状がやっぱりあるわけです。ここだけじゃないですね。やっぱり教育委員会もありますしね。特徴的な部分を申しました。これはもう顕著にこういう職場の環境になっているわけですけれども、どのように解消をされるおつもりかお伺いをしたい、このように思うんですね。よろしくお願いします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 商工観光部の現状でございます。分析として考えておりますのは、やっぱり観光の拠点の相撲館がございまして、ここにつきましては土・日開館であるということで、業務、行事等があるため、ふえているというふうに考えております。人事課といたしましては、人事要望ヒアリングもございまして、その内容を十分お聞きし、今後その体制も含め検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 部長の方からご答弁をいただきました。全く解決になるようなご説明ではないわけですけれども、その中で、やっぱり行事等という形で相撲サミットが入ってくるとか、いろいろ行事がふえているということがありました。私は仮説を立ててどうのこうの言っているわけではありません。事実、実態に基づいて、他課に代休を求めなくてはならないような応援がやっぱりふえてきている。そして、1カ月45時間、あるいは60時間以上、いわゆる36協定であるならば協定違反の時間外勤務がやっぱりふえている、こういう実態をやはりワークライフバランスやあるいは労働基準法の規定に基づいて改善をし、葛城市職員の労働環境、健康、やりがいのある仕事をやっぱりしていく、こういうことが目的でやっていることは冒頭に述べたとおりであります。何のうがった考えも何もありません。

そこで、やはり行事がふえてきているということは、これもまた事実であります。本来業務に影響を来すようなその行事による応援業務がふえる。これは、私はゆゆしき問題だと言わなければなりません。このことによって本来業務において時間外勤務がふえる。そして休日出勤がふえ、代休取得がやっぱりふえてくる。そういう悪循環になってきていると言わざるを得ません。私は本来業務そのものが、これは当然、職員として与えられた責務を果たしていくという点で中心に置かれ、そのこと自身が職員が市民のために働いてやりがいのある仕事として評価をされ、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていく、こういうことじゃないですか。これは当然のことなんですよ。

(発言する者あり)

**白石議員** 議長、注意してください。

**赤井議長** 静かにしてください。

**白石議員** こういう人ですから、まあいいでしょう、はい。こういうことなんです。やはり私は現状の時間外勤務、あるいは代休の現状からして、本来業務はもとより、行事を見直し、市長が

言ったように公園まつりを2日から1日にした、そういうふうな取り組みがやはり求められるわけであります。私はこの点を本当に職員の立場から求めておきたい、このように思います。

あと10分しかありません。次に移ってまいりたいと思います。

新町スポーツゾーン計画について伺ってまいります。

突然に新町スポーツゾーン計画案が提案をされ、本当にどれほどの事業費がかかるのか。あるいは、ラグビーワールドカップやオリンピック等の国際大会の誘致に向けて、実際にその基準を満たし、また、間に合うのかという問題を含めて、この間議論をしてまいりました。ここで初めて公の場でこの新町スポーツゾーン計画についてお伺いをするわけでありますが、まずお伺いをしたいことは、この計画の発生源は一体どこにあるのか。ここをまず確認しておきたい、このように思います。

**赤井議長** 松倉まちづくり統括技監。

**松倉まちづくり統括技監** まちづくり統括技監の松倉です。よろしくお願ひいたします。白石議員のご質問にお答えさせていただきます。

新町公園一帯は新庄第1健民運動場、新町球技場を初めコミュニティセンター、ウェルネス新庄こと体力づくりセンターなどの施設が整備されており、健康増進を目的としたスポーツレクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれております。体力づくりセンター以外の新庄第1健民運動場を初めとする施設は、昭和59年の国民体育大会に合わせて昭和57年に整備されましたが、整備後約30年が経過し老朽化が進んでおります。中でも、天然芝の第1健民グラウンドと新町球技場については、維持管理の上で養生期間が非常に長く、この間使用できないことで市民にご不便をかけていることとなっております。また、今から20年前には芝生の張りかえを行いました。その後、維持管理のため土を入れ、手入れを行ってまいりましたが、芝生の根詰まり状況に加え、全体的に芝のピッチに不陸が生じており、全面的な改修が必要であると考えているところでございます。加えまして、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック、2021年に関西で開催されるワールドマスターズゲームズ等の国際大会の開催が予定されており、市民のスポーツに関する関心が高まることが期待されます。本市におきましても近隣の自治体と連携しながら、サッカーやラグビーの練習場に名乗りを上げようということになりました。このような状況のもと、昨年度に近年のスポーツを取り巻く環境の整理を行うとともに、計画地各施設の現状、概要をまとめ、新町スポーツゾーン全体の課題や各施設の現状を踏まえ、各施設の問題点や整備課題を整理するための委託発注を行い、検討を進めてまいりました。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** あと5分であります。この計画の発生源についてお伺いをいたしました。新町運動公園がサッカー場やあるいはコミュニティセンターを中心に国体を誘致してきたそのときからしたら、やはり30年以上たっているわけで、これはやはり市民の願ひとしてこの天然芝を残してほしいとか、あるいは人工芝にしてほしいとかいろいろ要望が出ておるし、また、原課にお

いて議論をされてきたという点は、私は当然理解もできますし、これは着手していかなければならないだろうというふうに考えております。

問題は、技監が申されたように、2019年のラグビーワールドカップ、そして2020年の東京オリンピック・パラリンピック、さらに、2021年のワールドマスターズゲームズ、これらの練習場、計画では合宿所というかそういうことも視野に入れたものにしていくというふうにお伺いをいたしました。実際にこれは期限が決まっています。今、既にこのプロジェクトチームをつくり、策定委員会が開かれて着々と進められているような状況があります。そこで議論をし、成案をなしていくということでもありますけども、この期限をどのように考えるのか。何を本当に政策の発生源としての根本を考えているのか。ラグビーワールドカップの誘致、ワールドカップの合宿所の誘致、練習場の誘致なのか、いやいや、老朽化した建物やピッチを全面的に改造していくんだと、そういうことが中心なのか、まずはっきりしていただきたいと思います。

**赤井議長** 松倉まちづくり統括技監。

**松倉まちづくり統括技監** 白石議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員がご指摘のとおり、今後の検討につきましては、市民の皆様の声をお聞きするために、市議会議員、地元区長、体育協会、スポーツ推進委員等で構成する葛城市新町スポーツゾーン基本計画策定会議において、昨年度整理した委託業務の課題に基づき、整備手法の検討、工程、事業費等の検討を行うとともに市の財政計画への影響やライフサイクルコストを十分勘案し、実現可能な事業手法を検討してまいります。なお、本策定会議に本年度葛城市スポーツアドバイザーである、北京オリンピックでは陸上で銅メダルを獲得されました大阪ガスの朝原宣治氏に顧問として就任していただき、葛城市のスポーツ振興の観点から助言をいただく予定でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** あと1分しかありません。全く、論点、質問に答えてくれていないですね。ワールドカップはもう2019年なんです。今、2016年です。あと3年です。2018年までに施設を完成しなければ合宿所の誘致なんてできないじゃないですか。練習場の誘致できないじゃないですか。どちらが中心で、この計画を押し進めるのか。もっともっと長いスパンで本当に市民のためにどういうものをつくり、サッカーやラグビーや愛好者、あるいはアスリートの期待に応えられるような施設にしていくか、そういうことを本来考えてやるべきじゃないんですか。ワールドカップやオリンピックやマスターズのためにやるわけではないということをやっぱりしっかりと述べておきたい。

以上であります。ありがとうございました。

**赤井議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

(発言する者あり)

**赤井議長** これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は6月28日午前10時から再開いたします

ので9時30分にご参集願います。

なお、23日及び24日には各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時03分